

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、児童手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童手当等に関する事務
事務の概要	児童手当法の規定に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 現況受付の確認 支払管理の確認 統計処理の確認
システムの名称	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)受給者ファイル (2)児童ファイル (3)配偶者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 別表第一 第56項 2 児童手当法 ・第4条 ・第5条 ・第7条 ・第26条 ・第27条 ・第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	別表第二 第74項及び第75項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉課
所属長	福祉課長 小野田 博基
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 福祉課 子育て支援係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 福祉課 子育て支援係

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる